

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

令和5年5月26日

収支等命令者

佐賀県総務部行政デジタル推進課長 川崎 敦彦

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

職員申請システム等運用保守業務委託 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県総務部行政デジタル推進課

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通 J a p a n 株式会社 佐賀支店 支店長 増田 正典

(2) 住所 佐賀市駅前中央一丁目5番10号

5 随意契約に係る契約金額

40,912,630円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。